

エリエールスポーツクラブ 卓球場施設利用規約

第1条 【定義】

エリエールスポーツクラブ卓球場を利用する全ての者は、本施設利用規約に関する事項を承諾の上、本施設を利用することを了承する。

第2条 【目的】

本クラブの目的は、真に健康を志向するメンバーに施設を提供し、メンバー相互の親睦を図ると共にメンバー個々のライフクオリティの向上を目指すことにある。

第3条 【メンバーの種類】

メンバーの種類は原則として下記①～③の通りとする。

①一般 ②会員 ③法人会員

第4条 【メンバーの資格と条件】

本クラブの主旨に賛同し本クラブがメンバーとして適格であると認め、規定の料金等を納入した方のみメンバーと認める。但し、下記①～④に該当する方は利用できない事とする。①暴力団、暴力団関係企業・団体、その他反社会的勢力に属していると認められる方。②刺青（タトゥー）のある方（大きさにかかわらず1カ所以上）。③当社との間で過去に争事があった方。④クラブが不適と認めた方。

第5条 【責任事項】

①当社は、利用の際に生じた事故、障害、盗難、紛失等、人的・物的事故については一切責任を負いません。但し、当社に故意又は重大な過失があった場合はこの限りではありません。②メンバーがクラブの利用に際して自己の責に帰すべき理由により本クラブ又は第三者に損害を与えた場合速やかにその賠償の責に任ずるものとする。

第6条 【施設の使用の制限】

天災地変、補修工事、その他クラブの業務上、やむを得ない事由が生じた場合は、施設を一時閉鎖または使用を制限することがある。

第7条 【賠償責任】

クラブ内で発生した、盗難、傷害その他事故については、一切責任を負わない。但し、クラブ側に過失があると認められた場合のみ、被害の事実を確認の上クラブは損害を賠償する責任（クラブに故意または重過失がない場合は保険金額を上限とする。）を負うものとする。

第8条 【細則】

本規約に定めない事項については別途細則により定める。

第9条 【発効】

本規約は2021年3月28日（日）より発効する。